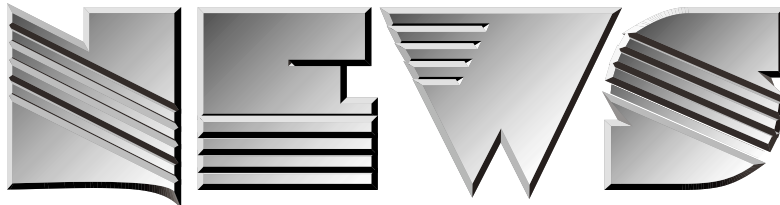




ねこだすけ
#ねこだすけ



Neko-Dasuke <http://nekodasuke.main.jp/>
[facebook.com/nekodasuke](https://www.facebook.com/nekodasuke)

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

基本指針と 地域猫対策の 正しい関係とは？

野良猫がいると餌が与えられます。その結果何かの事態が生じます。その事態が好ましくないと思われるとき、前もって事態を想定した行政施策を、法では「地域猫対策」といいます。

役人は法の執行官です。法にないことは行えませんし、法で決まっていることを行わなければいけません。

更に法を使う人々が、必要と思うときに法が作られ、人々に上手に使われるものといわれます。

地域猫対策を役人が行わなければならない、具体的な法の決まりは「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（通称・基本指針）・平成18年環境省告示第140号/平成25年同80号）」です。

同指針の「目次・第1」を猫にあてはめると「飼い主のいない野良猫がいるところには、身勝手ままな餌やりさんがいなくなります。その行いの結果に対して役人が適切な管理を怠ると、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こすことについて、役人は十分に留意する必要がある。」としたうえで・・・

「同/目次・第2の(3)」では「猫による迷惑問題は、餌や近隣住民と感情的な対立をおこしやすいので、役人が主導して合意形成を踏まえたルール作りなどへの支援が期待されており、地域猫対策などの推進を図ること。」・・・としました。

「猫にはきままな餌やりがともないます。その行いの結果に対する事態に留意した地域猫対策を役人が行う。」こととなります。

この法を読み違えた役人は、猫と餌やりの責任を極めて強く意識し、猫と人の管理責任を求めてしまいます。例えば餌やり禁止などです。

所有者のいない猫と、猫の飼い主では無い人々が、役所が命じる管理責任の対象には成り得ません。

そのため役人が主導し、地域の合意形成を成立させた上で、地域住民や猫に詳しいボランティアさんなど

と協働し、猫のいる地域自治が主体となる「地域猫対策」という行政の施策が法の決まりとなっています。

法により役人がすすんで行わなければいけない施策の「地域猫対策」は、役所の中でも市民権を得るのは容易ではありませんので、役人が猫好きボランティアさんに活動をすすめようとする動きが多く見られます。

役人は法による施策の地域猫対策を、市民や猫ボランティアを対象に、動物の愛護や擁護の行動と判断される「地域猫活動」と言い換えることが多くなりました。

野良猫の管理や保護及び譲渡のほか、仮の飼い主責務を地域住民や猫ボランティアなどに強いて命じる方法です。猫ボランティアに、地域との合意形成の成立を条件づける施策なども見られます。

役人が主導して住民の合意形成をとりつけ、法により役人が行わなければいけない施策の「地域猫対策」は、単に猫の習性生理生態の知識だけではなく、地域自治の分野にも及ぶため、法の執行官である役所には、地域猫対策の実行や執行を身につける重い責任があります。

私たち猫好きや猫ボランティアの思いのままの猫の擁護や保護活動を「地域猫活動」や「地域猫対策」と言い換えただけの、役所の野良猫迷惑被害対策が、多くの人々が必要と思う法の精神と正しい関係になっていかなくてはならないと思うのです。

これからの行事計画 H30年12月現在

2019 平成31年

2月	2日	東村山市	地域猫活動セミナー
2月	9日	所沢市	飼い主のいない猫対策セミナー
2月	17日	古河市	地域猫対策セミナー（仮称）
3月	2日	新宿区	人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会総会
3月	9日	和歌山市	地域猫対策セミナー
3月	10日	田辺市	地域猫対策セミナー
3月	16日	長崎市	地域猫対策セミナー（仮称）
〃	17日	〃	〃
3月	24日	飯能市	地域猫対策セミナー（仮称）

※予定が変更になることもありますのでご了承ください。

※お手数ですが詳しい情報はねこだすけホームページをご利用ください。

